

第1 基本事項

【本マニュアルの活用にあたって】

◇作成の趣旨

- ・県と市町村が共通認識の下、互いの連携・役割分担により、被災者の健康管理支援活動を迅速かつ適切に取り組むことができるよう策定

◇本マニュアルの位置付け

- ・福岡県地域防災計画における保健衛生計画（健康・栄養相談、心のケア）について、円滑かつ効果的に実施するためのマニュアル

◇本マニュアルの内容

- ・大規模災害における保健師・栄養士等（以下「保健師等」という。）による健康管理支援

※フェーズ各期の起こりうること、留意事項及び具体的な健康管理支援の実際

◇本マニュアルの構成

- ・①基本事項、②県内の大規模災害時の健康管理支援、③他都道府県における大規模災害時等の対応、④支援者の健康管理、⑤災害に対する平常時からの備え

◇本マニュアルの見直し

- ・必要に応じた適宜見直し

【大規模災害時の健康管理支援体制と活動内容】

◇健康管理支援体制と活動内容

- ・各関係機関が担う役割を踏まえ、情報共有を行い、連携して対応することが必要（図「健康管理支援活動の実施体制」参照）

◇組織毎の役割

第2 県内の大規模災害時の健康管理支援

【災害時における健康管理支援活動】

◇重視すべき点

- ・被災者及び地域への支援活動
- ・統括的な役割を担う保健師等の配置
- ・状況の変化に応じた活動形態

◇災害発生時から復興期までの健康管理支援活動

- ・図「災害発生時から復興期までの健康管理支援活動～各期における健康管理支援活動の概要（地震を例に）～」参照

◇要配慮者対策

- ・要配慮者の早期把握、宿泊施設等の安全な避難先の確保
- ・各対象の留意点を踏まえた健康管理支援

◇こころの健康

- ・災害時の心的反応の熟知、ストレス関連障がいへの対応等

◇栄養・食生活支援

- ・対象に応じた栄養・食生活支援、給食施設への支援

◇情報の収集と共有

- ・通信の確保、情報の収集・共有

【派遣保健師等の要請と受入れ】

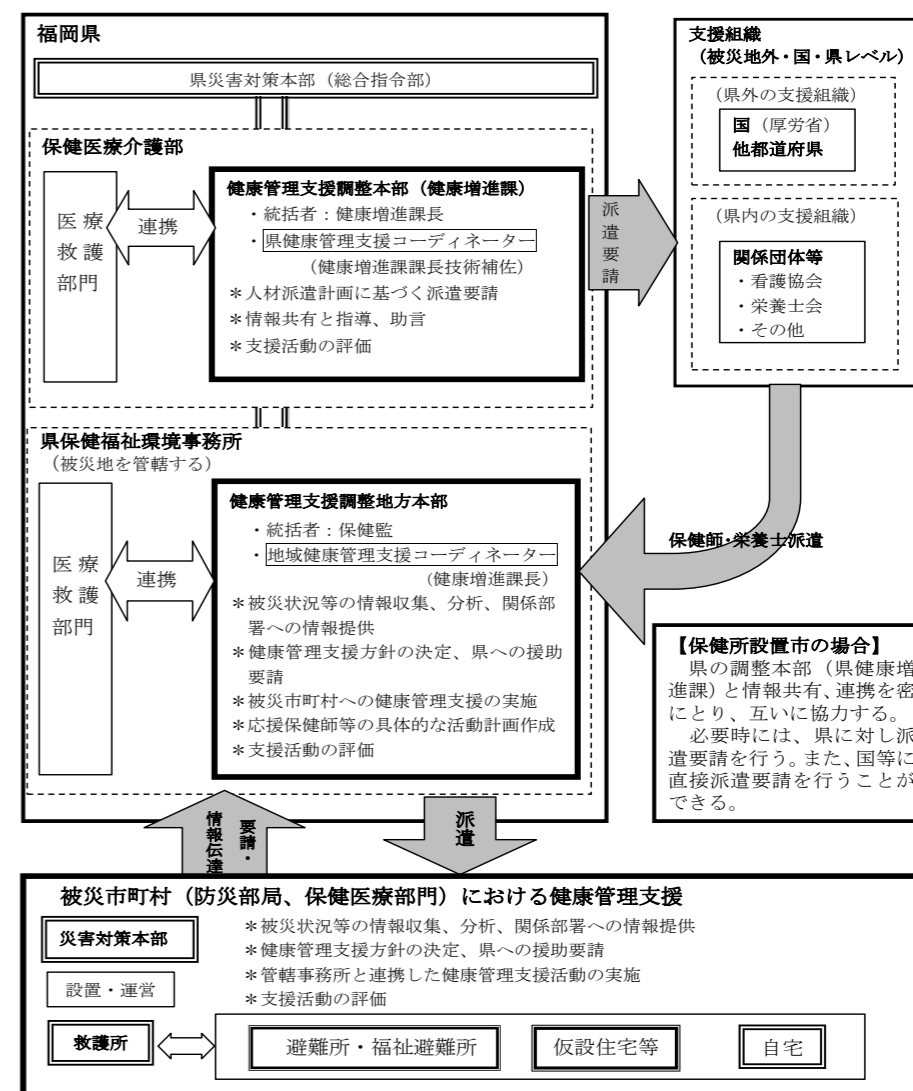
◇保健師等の派遣要請

- ・被災市町村：被災状況に応じた派遣要請
- ・調整本部：派遣計画の策定、必要に応じた厚生労働省との調整

◇保健師等の派遣受入れ

- ・調整本部：派遣受入れ調整等
- ・調整地方本部：人員配置調整等

【健康管理支援活動の実施体制】



第3 他都道府県における大規模災害等の対応

【被災地への保健師等の派遣】

◇保健医療介護部（健康増進課）

- ・派遣の必要性の検討・決定、派遣チームの編成、必要物品の準備、派遣者からの連絡・報告体制の整備、派遣者の健康管理等

◇派遣チーム

- ・派遣経験者又はベテラン保健師等と若手保健師等の組み合わせ
- ・市町村保健師等、活動支援者（事務職）を加えたチーム編成の検討

◇活動時の服装、必要物品

- ・動きやすい服装、福岡県からの派遣であることの明示、必要物品の準備（個人物品）

◇移動手段や生活の確保

- ・自動車の確保、活動支援者（事務職）・運転職員の派遣

◇派遣保健師等の基本姿勢と役割

- ・住民及び現地職員を支援する役割の認識
- ・自己完結型（自ら判断して行動する主体的な活動、必要物品の確保）
- ・活動を「つなぐ」ことを意識した活動・報告内容の記録

第4 支援者の健康管理

◇被災者の支援活動従事者の健康への影響

- ・「二次被災者」、オーバーワーク等

◇基本的な留意事項

- ・休息・休暇確保のための勤務体制確立
- ・持病の管理及び被災者支援活動後の健康状態の把握
- ・十分な栄養摂取
- ・気分転換
- ・燃えつき防止

◇管理的立場にある職員の留意事項

- ・自身の健康管理
- ・職務代行のための人材・人員確保、勤務体制の工夫

第5 災害に対する平常時からの備え

⇒平常時の保健師等活動が災害時の健康管理支援の土台となる

◇平常時の保健師等活動

- ・支援体制の整備等（各機関における指揮命令系統・役割の明確化と共通理解及び情報伝達体制、要配慮者の安否確認・避難体制、普及啓発）
- ・保健師等活動（健康危機管理に関する地区診断、協力体制及び連携体制づくり等）
- ・市町村における保健・福祉分野が把握すべき情報（関係機関・団体リスト、人的資源リスト）

◇災害時健康管理支援活動の経験の積み上げと研修

- ・「自己完結型支援」のための研修、訓練及び自己研鑽等